

万博国際交流プログラムにおける 万博会場内での交流に際する「入場チケット」の考え方について

1 万博会場への入場チケットに関する基本的な考え方

- 万博国際交流プログラムにおいては、万博会場への入場チケットの取得費用は、個人に直接利益を及ぼす経費に該当すること等から、内閣官房事業・地方交付税措置ともに、支援の対象外である。
- このため、原則として、各自治体や交流実施者において入場券を購入いただく必要がある。ただし、運営・設営スタッフ及び出演者の場合においては、博覧会協会において関係者入場証（以下「AD 証」という）の発行が可能となるケースもある。
- AD 証については、来場者の入場券と異なり、万博会場内において運營業務を行う関係者に発行される関係者入場証である。AD 証の発行可否については交流内容に応じて博覧会協会による個別判断となるが、以下の点に留意し各自治体において判断いただきたい。

2 AD 証の留意点について

- AD 証は、AD 証に登録された有効日または有効期間のみ会場への入退場が可能な「デイパス」となる。デイパスは「関係者入場ゲート」から QR 認証により入場管理を行う。
- 会場内に招待しようとするゲスト、スポンサー、協賛・寄付事業者、ビジネスマッチング事業者等の「招待客・観客」は、AD 証の発行対象者とはならない。
- AD 証は、その発行目的のイベント等への運営・設営や出演のため万博会場への入退場に限り有効であり、それ以外の目的（目的外利用）による AD 証の利用禁止されている。このため、万博国際交流プログラムによる交流イベントの前後に会場内の見学等を行う場合は、AD 証は適さない。
- AD 証の発行は、当該イベントの運営・設営スタッフ、講演等の出演者のみであり、「招待者」や「イベント参加者」は入場券による会場入場となる。
- AD 証の発行対象者の判断が難しいケースは、個別の交流内容に応じて博覧会協会に相談いただきたい。なお、博覧会協会の申請先については、各催事やパビリオン等の所管部局となるため、ケースごとに申請主体に確認いただきたい。